

## 阿賀野市告示第29号

阿賀野市後期高齢者医療人間ドック助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月8日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市後期高齢者医療人間ドック助成事業実施要綱の一部を改正する要綱  
阿賀野市後期高齢者医療人間ドック助成事業実施要綱（平成22年阿賀野市告示第181号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

（5）一般財団法人新潟県けんこう財団

第6条第1号中「第4号」を「第5号」に改め、同条第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。